

新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、外資系企業等の誘致を促進することにより、新たな雇用の創出及び本市経済の活性化を図るため、市内に新たに進出する外資系企業等に対し、予算の定めるところにより、新潟市外資系企業等進出促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外資系企業等 外資系企業及び外国企業をいう。
- (2) 外資系企業 我が国の法令に基づいて設立された営利企業であつて、当該営利企業の株式又は持分の3分の1以上を外国投資家が所有する企業又は外国投資家が株式又は持分の3分の1以上を所有する国内法人が出資する企業であつて、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が、当該営利企業の株式又は持分の3分の1以上の企業をいう。
- (3) 外国企業 外国の法令に基づいて設立された営利企業をいう。
- (4) 外国投資家 日本国内に住所を有しない者である個人又は外国の法令に基づいて設立された法人、外国に本社を有する法人その他の団体をいう。
- (5) 進出 支店設置の登記、日本法人の登記、その他の登記をしたうえで事業を開始することをいう。
- (6) 事業所 事業の用に供するための活動拠点をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率、補助限度額等は別表第1のとおりとする。

- 2 前項により算定した額に、1,000円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助対象施設)

第4条 補助の対象となる施設は、外資系企業等が設立した市内の事業所とする。

- 2 前項の事業所のうち、構造改革特別区域基本方針別表第512項に規定する地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業により新潟市国際創業特区の特例措置を受ける施設は、次の各号の区分とする。

- (1) プラーク3の2階のレンタルスペースのBからGまでの区分
- (2) 新潟市バイオリサーチセンターの共同利用研究室-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 研究・実験室-1, 2, 3, 4, 分析・測定室-1, 2の区分

(補助対象企業の指定)

第5条 市長は、外資系企業等が市内に新たに進出する場合において、次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該外資系企業等について、補助金を交付することができる企業として指定するものとする。

- (1) 日本国内の他都市に進出していないこと。
- (2) 日本国外で概ね1年以上の事業実績を有すること。

(3) 市内産業の振興に資する事業活動で、市長が適当と認めるものであること。

(指定の申請)

第6条 前条の規定による指定を受けようとする外資系企業等は、別記様式第1号による補助対象企業指定申請書に別表第2に掲げる提出書類を添付して、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による指定をしたときは、別記様式第3号による補助対象企業(変更)指定通知書により当該外資系企業等に通知するものとする。

(指定内容の変更)

第7条 第5条の規定による指定を受けた外資系企業等(以下、「指定企業」という。)は、別記様式第1号による補助対象企業指定申請書及び提出書類に記載された事項について変更が生じた場合は、速やかに別記様式第4号による指定内容変更承認申請書により市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(交付の申請)

第8条 指定企業が補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第5号による補助金交付申請書に、別表第3左欄に掲げる補助対象経費に応じ、それぞれ同表中欄に定める提出書類を添付し、同表右欄に定める申請期限内に申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、当該申請をした指定企業が暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合は、補助金の不交付の決定をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときはその決定の内容(交付の条件を付したときは、その決定の内容及び条件)を、補助金の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに別記様式第6号による補助金交付(不交付)決定通知書により、申請を行った指定企業に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 指定企業は、補助金交付(不交付)決定通知書の通知があった日の属する年度内で補助に係る登記が完了しなかった場合又は事業開始に至らなかった場合は、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業開始報告)

第11条 指定企業は、補助金の交付決定後、交付決定を受けた事業所において事業を開始した場合は、別記様式第7号による事業開始報告書を速やかに市長に提出するものとする。

(計画変更の承認等)

第12条 指定企業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記様式第8号による

補助事業変更申請書を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(1) 補助金交付申請書及び提出書類の内容を変更しようとするとき。(市長が定める軽微なものを除く。)

(2) 進出の中止又は事業の廃止をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該補助対象経費に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、別記様式第9号による補助金交付決定変更通知書により、指定企業に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 指定企業は、補助に係る登記が完了したとき又は補助に係る事業所賃借料の支払いが完了したとき(補助に係る事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、別記様式第10号による補助事業実績報告書に別表第4に掲げる提出書類を添付して、同表に定める提出期間内に市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を別記様式第11号による補助金確定通知書により実績報告を行った指定企業に通知するものとする。

(交付の時期)

第15条 補助金の交付は、前条の規定による額の確定後とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(指定及び交付決定の取消等)

第16条 市長は、指定企業が、次のいずれかに該当するときは、補助対象企業の指定を取り消し、又は補助金の交付を停止し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 進出の中止又は事業を廃止したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により、補助対象企業の指定を受け又は補助金の交付を受けたとき。

(4) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、指定企業が、第1項のいずれかに該当するときは、別記様式第12号による指定・補助金交付取消等通知書により、当該指定企業に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、指定企業に対し、別記様式第13号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(国県等他の補助制度との重複について)

第18条 指定企業が国県等他の補助制度から補助対象となる経費に対する補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付を行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に新潟市外資系企業等事務所賃料補助金交付要綱により交付申請をした外資系企業等については、なお、従前の例による。

(新潟市外資系企業等法人設立支援補助金交付要綱の廃止)

3 新潟市外資系企業等法人設立支援補助金交付要綱は、廃止する。

(新潟市外資系企業等法人設立支援補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

4 この要綱の施行日前に前項の規定による廃止前の新潟市外資系企業等法人設立支援補助金交付要綱により、補助対象企業の指定申請をした外資系企業等については、同要綱の例により交付の申請及び実績報告、交付の決定、補助金の交付等をするものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間	備考
設立登記経費一式		15万円 （1指定企業につき1件まで）		租税公課を除く。
事業所賃借料	1/2 （限度額5万円/月）	年間60万円 （1指定企業につき1事業所まで）	事業所において事業を開始した日の属する月の翌月の初日（事業を開始した日が月の初日である場合は、事業を開始した日の属する月）から起算し2年間	次に掲げる費用を除く。 （1）敷金 （2）礼金 （3）管理費 （4）保証金 （5）権利金 （6）不動産仲介手数料 （7）駐車場料金 （8）火災等保険料 （9）その他直接事業所賃借に要しない費用

備考 補助対象経費のうち、設立登記経費一式については、本申請における設立登記に係る経費であれば、過年度中に支払いを行った経費であっても、補助の対象とする。

別表第2（第6条関係）

提出書類	申請期間
（1）会社概要書（別記様式第2号） （2）日本国外での事業の実績を証する書類 （3）その他市長が特に必要とする書類	登記申請日（予定日）の45日前まで

別表第3（第8条関係）

補助対象経費	提出書類	申請期間
設立登記経費一式	（1）事業計画書 （2）設立登記経費見積書 （3）その他市長が特に必要とする書類	登記完了日（予定日）の7日前まで又は登記完了日（予定日）の属する年度の初日のいずれか遅い日
事業所賃借料	（1）事業計画書 （2）事業所賃貸借契約書の写し （3）事業所平面図 （4）事業所の位置を示す略図 （5）その他市長が特に必要とする書類	補助期間の初日の属する年度においては、補助期間の初日の30日前まで又は当該年度の初日のいずれか遅い日 翌年度及び翌々年度においては、対象経費の係る年度の初日

別表第4（第13条関係）

補助対象 経費	提出書類	提出期間
設立登記 経費一式	(1) 登記事項証明書 (2) 定款の写し (3) 設立登記に要した費用の支 払いが証明できる書類の写し （租税公課，その他設立経費の 内訳を明示すること） (4) その他市長が特に必要とす る書類	登記完了日から30日以内又は 登記完了年度の末日のいずれか 早い日
事業所 賃借料	(1) 事業報告書 (2) 事業所賃借料の支払いが証 明できる書類の写し (3) その他市長が特に必要とす る書類	補助金交付の決定日の属する年 度の末日（ただし，年度途中で補 助の期間が終了する場合におい ては，補助の期間終了後から30 日以内又は当該年度の末日のい ずれか早い日）

年 月 日

（宛先）

新潟市長

所在地

申請者 名 称

代表者名

補助対象企業指定申請書

新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づく補助対象企業の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第2号（第6条関係）

会社概要書

事業所	名称		
	所在地及び電話番号	電話番号	
	代表者名		
	開設年月日	年 月 日	
	従業員数		
	業務内容		
外資系企業等の種別 (第2条(2)又は(3)のうち該当するものを○で囲む。)	・ 外資系企業		
	名称 (外国投資家)		
	申請企業に対する株式 (又は持分) の割合	%	
	・ 外国企業		
	企業の設立根拠法令		
事業所開設の理由			

第 号

年 月 日

様

新潟市長

補助対象企業（変更）指定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱第6条第1項及び第7条第1項による指定申請について，同要綱第6条第2項及び第7条第2項の規定により下記のとおり指定したので通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
指 定 事 項	

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）

新潟市長

所在地

申請者 名 称

代表者名

指定内容変更承認申請書

新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助対象
企業の変更指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日 第 号
指 定 番 号	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	

年 月 日

（宛先）

新潟市長

所在地

申請者 名 称

代表者名

補助金交付申請書

新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱第8条の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額等

指 定 年 月 日 指 定 番 号	年 月 日 第 号
交 付 申 請 額	金 円

- 5 補助事業着手（予定）年月日
- 6 補助事業完了（予定）年月日
- 7 情報の公表の内容，方法及び時期
- 8 添付書類

第 号

年 月 日

様

新潟市長

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱第8条の規定に基づく補助金の交付申請について、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由） 金 円
- 3 交付の条件

年 月 日

（宛先）

新潟市長

所在地

申請者 名 称

代表者名

事業開始報告書

新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱第11条の規定により事業を開始した
たので次のとおり報告します。

指 定 年 月 日	年 月 日 第 号
指 定 番 号	
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日

年 月 日

（宛先）

新潟市長

所在地

申請者 名 称

代表者名

補助事業変更申請書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった外資系
企業等進出促進補助金事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

- 3 変更の理由
- 4 変更予定年月日

第 号

年 月 日

様

新潟市長

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付新 第 号で交付決定した外資系企業

等進出促進補助金については、次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 既交付決定額
- 3 変更交付決定額
- 4 変更事項

変 更 前	変 更 後

- 5 変更の理由

年 月 日

（宛先）

新潟市長

所在地

申請者 名 称

代表者名

補助事業実績報告書

年 月 日付新 第 号で新潟市外資系企業等進出促進補助金の交付決定のあった事業が完了（を廃止）したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額

交 付 決 定 額	金	円
精 算 額	金	円

- 3 補助事業完了年月日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類

第 号

年 月 日

様

新潟市長

補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった新潟市外資系企業等進出促進補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付済額 | 金 | 円 |
| 3 | 確定額 | 金 | 円 |

第 号

年 月 日

様

新潟市長

指定・補助金交付取消等通知書

新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記の処分をしたので通知します。

記

指 定 年 月 日	年 月 日 第 号
指 定 番 号	
指 定 取 消 年 月 日	年 月 日
交 付 停 止 年 月 日	年 月 日
処 分 該 当 条 項	
処 分 事 項	

第 号

年 月 日

様

新潟市長

補助金等返還命令書

年 月 日付新 第 号で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金等については、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額

2 返還期限

3 返還理由